

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

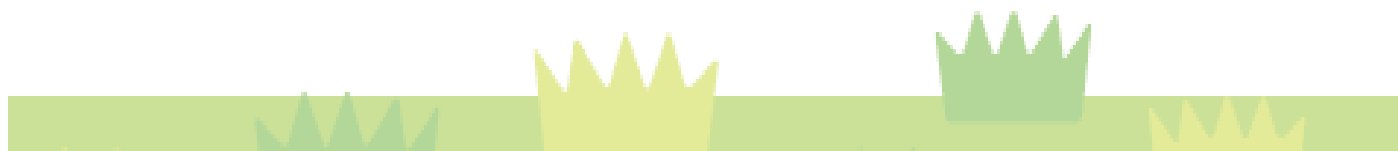
せいかつ
生活がたいへん
そうだん
相談したいなあ



せいかつ ほ ご
生活保護はどうやって
しんせい
申請するんだろう



蕨市 生活支援課
(蕨市 福祉事務所)



1 せいかつ ほ ご 生活保護とは

収入が少ないなど、生活に困っている場合に、憲法第 25 条の理念により、国が生活に困窮するすべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

2 しんせいほうほう 申請方法



生活支援課

相談・申請窓口は、蕨市役所 生活支援課です。生活保護を利用したいとき、本人の申請意志があれば、いつでも申請できます。

また、本人が申請できないやむを得ない理由がある場合、ご家族が代わって申請することもできます。

3 めんせつ もちもの 面接・持物



申請は、すべての国民の権利です。
お困りの方は、ためらわずに申請してください。

生活保護の決定や、他に活用できるサービスをご案内するため、これまでの生活状況や、資産状況、ご家族との交流状況などをお聞きします。次の書類などのコピー（写し）の提出があると調査が円滑（スムーズ）にすすみます。

持物（主なもの）

- ☐ 通帳（記帳済みのもの）
- ☐ 各種手帳（障害など）
- ☐ 各種証書（年金・児童扶養手当など）
- ☐ 給与明細（直近 3 か月）
- ☐ 家の契約書
- ☐ 健康保険証
- ☐ その他調査に必要な書類（※）

※：生活支援課窓口を持物の一覧を用意しています。



生活保護の申請があった場合、銀行や生命保険会社などへ資産の状況を調査します。

預貯金・生命保険・土地家屋・自動車（バイク）・高価な貴金属など、売却により活用が可能なものがある場合、売却して生活に活用していただくことがあります。居住用の持ち家については保有が認められる場合がありますので、まずはご相談ください。

また、生活用品としての自動車（バイク）の保有は原則、認められていません。生活保護が決定した場合、売却や廃車をしていただきます。障害（児）者が通院に利用する場合など、事情がある場合はご相談ください。

生活保護の申請があった場合、ご家族からの扶養（援助）の可否を確認するため、扶養義務の履行が期待できるご家族へ照会を行います。

扶養義務の履行が期待できない方や、扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方に対しては、基本的には福祉事務所からの照会は行いませんので、お申し出ください。

扶養義務の履行が期待できない方の例

- ▶生活保護を受けている方、福祉施設入所中の方や長期入院中の方
- ▶概ね70歳以上の高齢者や未成年者、専業主婦・主夫等の非稼働者の方
- ▶特別の事情があって明らかに扶養ができないと考えられる方
- ▶交流が断絶している方（例えば10年程度音信不通など）

扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方の例

- ▶家庭内暴力（DV）を受けて逃げている相手
- ▶過去に虐待を受けたことがある相手

※これは例示です。これ以外にも事情のある方はお申し出ください。



生活保護を受けられるかどうかは、**申請**から14日以内（**調査**に時間がかかる場合30日以内）に**決定**します。

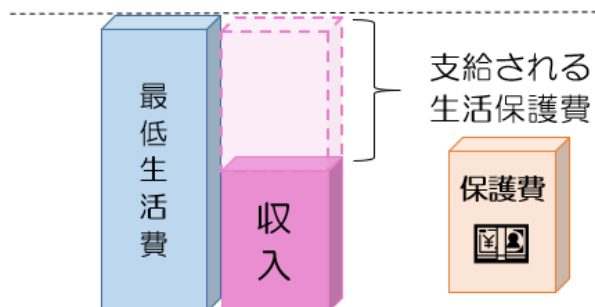
調査では、ケースワーカーがご家庭などを訪問し、生活、健康、ご家族（扶養義務者）をお聞きし、銀行や生命保険会社などへ収入、資産などを**調査**します。

調査の結果、生活保護以外のあらゆる手段を活用しても、国が定める最低限度の生活水準を下回る場合、生活保護が**決定**されます。

生活保護が**決定**した場合、初回の生活保護費は、原則申請から30日以内に支給し、以降は、原則毎月3日が支給日になります。

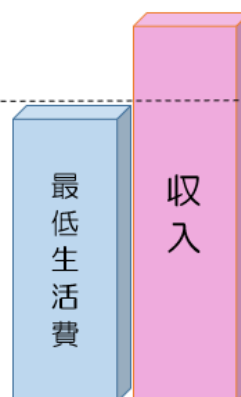
保護が受けられる場合

最低生活費より収入が少ない
(最低生活費 > 収入)



保護が受けられない場合

最低生活費より収入が多い
(最低生活費 < 収入)



最低生活費

世帯の生活の実態（年齢、人数、健康、住所など）をもとに、国で決めた基準により計算された1か月あたりの生活費。

①生活扶助	食費、衣類代、光熱水費など生活に関わる費用
②住宅扶助	アパートの家賃など (単身47,700円、2人世帯57,000円などの上限額があります)
③加算額	障害者、児童養育、母子などの加算があります。
④教育扶助 ・高等学校等就学費	小学校から中学校までの教育費 高等学校など就職に役立つ技能の修得費
⑤介護・医療扶助 など	介護や医療にかかる費用 など

収入

給与（賞与）、年金（老齢・障害・年金生活者支援給付金など）、手当（児童手当・児童扶養手当など）、失業保険、入院給付金、仕送り、不動産収入、資産を貸したり売ったりした収入など、世帯全員分（※）の収入による1か月あたりの収入。



※：生活保護は、「世帯単位」で受けることが原則です。
生計（家計）を一緒にしている場合は、住民票が別であったとしても、同じ世帯になります。

生活扶助

しょくひ いらいだい こうねつすいひ にちじょうせいかつ
食費、衣類代、光熱水費などの日常生活の費用

住宅扶助

アパートの家賃など住まいの費用（共益費・管理費は除く）

教育扶助

ぎ む きょういく がくようひん
義務教育のための学用品、給食費、クラブ活動などの費用

せいぎょう
生業扶助

しゅうがく
高等学校に就学するための費用、クラブ活動などの費用

就職するために必要となる技能・資格の取得費用

医療扶助

病院の受診、薬局の薬の費用

ちりょうざいりょう せじゅつ
コルセットなどの治療材料や施術、通院の交通費

介護扶助

介護サービスを利用する費用

じゅうたくかいしゅう ふくしやうぐ
住宅改修や福祉用具を購入・レンタルする費用

しゅっさん
出産扶助

出産の費用

そうさい
葬祭扶助

葬祭の費用

※上限額があります。事前に担当ケースワーカーに確認し、対応可能な葬祭業者を把握していると安心です。

土・日・祝日などの緊急時は、蕨市役所代表番号（048-432-3200）

へ電話することで、生活支援課と連絡がつくようになっています。

一時扶助

りんじてき
臨時的に生じる次の費用などで、必要と認められるもの

・アパートなどの契約更新料

・おむつ代

・通院の交通費 など

※要件や上限額などについて、事前に担当ケースワーカーに相談してください。

その他

しゅうろうじりつきゅうふきん
就労自立給付金

（給付金）

安定した職業に就職して生活保護を必要としなくなった場合の給付金

しんがく しゅうしよくじゅんびきゅうふきん
進学・就職準備給付金

生活保護を受けている世帯の子どもが大学等へ進学する際や、就職して自立する際の給付金

生活保護を受けると、次のサービスなどで減額・免除等があります。
(制度の詳細は、各担当部署・相談窓口にご相談ください。)

サービスの種類	担 当 部 署 ・ 相 談 窓 口
しけんみんぜい けいじどうしゃ 市県民税・軽自動車(※) 税 こていしさん と しけいかく 固定資産税・都市計画税 しょうめいこうふとうてすうりよう 証明交付等手数料	蕨市 ぜいむ 税務課
そだい しゅうしゅう による 粗大ごみ 収 集 ・ し尿 収集 ・ いぬ とうろく 犬の登録手数料など	蕨市 あんぜんあんしん (せいかつかんきょうかかり) 安全安心課 (生活環境係)
国民年金保険料 じゅうみんひょうはっこう 住 民 票 発行などの手数料	蕨市 しみん 市民課
医療保険料	蕨市 いりょうほけん 医療保険課
ほうそうじゅしん NHK放送受信料	蕨市 せいかつしえん 生活支援課
保育料・一時保育料等	蕨市 こどもみらい 子ども未来課
蕨市がん検診・健康診査・ 高齢者インフルエンザ 予防接種など	蕨市 ほけん 保健センター

※：自動車（バイク）の保有は原則、認められていません。（2 ページ参照）

しゃっきん ふさい 借金・負債について

生活保護を受ける前の借金・負債を生活保護受給中に返済すると、国の定める最低生活を下回る生活になってしまうため、市の無料法律相談や法テラスを利用し、必要に応じ債務整理を助言することがあります。

また、生活保護受給中に新たに借金をすると、その額は収入として認定し、その額だけ生活保護費を減額します。ただし、自立更生を目的とする借金の場合は、事前の相談により、収入として認定しない場合もあります。

けんり 権利（ほしょう 保証されること）

- ◇ せいとう 正当な理由なく、生活保護を受けられなくなったり、保護費を減らされたりすることはありません。
- ◇ 生活保護法により支給されたものに税金をかけられることはありません。
- ◇ 生活保護法により支給されたものと、それを受けとる権利は差し押さえられることはありません。
- ◇ ケースワーカー等には、しゅひぎむ 守秘義務があり、事前にどうい 同意を得ている場合や、必要な調査の場合を除き、生活保護を受けていることや相談内容などのひみつ 秘密は守られます。
- ◇ 生活保護法を受ける権利は、他人にじょうと 譲渡することができず、また、うば 奪われることもありません。



生活保護を受ける権利は、義務とセットです。
正当な理由なく、指導・指示に従わない場合、保護
が受けられなくなる場合があります。

義務（^{まも}守っていただくこと）



生活上の義務

能力に応じて働く義務（※）、通院するなどして健康管理に努める義務、家計を把握して節約^{せつやく}し、生活の維持・向上に努める義務などがあります。

※：高齢や障害、病気などにより仕事ができないと認められる場合を除く。



とどけで 届出の義務

収入、支出、住所、世帯の構成^{こうせい}などに変更があった場合、速やかに届け出る義務があります。

特に、収入申告（※）に遅れや未申告^{みしんこく}があり、後日判明^{はんめい}すると、保護費の返還を求めるだけでなく、加算金^{かさんきん}や告訴^{こくそ}を検討する場合がありますので、金額の多い・少ないに関わらず、“必ず”、“速やかに” 申告してください。

※：生活保護開始後、数か月間は、保険料の還付金^{かんぷきん}など、事前に想定していない収入があることが多いので、こまめに預貯金通帳を記帳するなどして確認し、担当ケースワーカーへ通帳を見せてください。



しどう しじ 指導・指示に従う義務

適切な保護をするための指導・指示（※）があった場合、従う義務があります。

※：求職活動、通院（検診）、自動車（バイク）などの資産の売却、他の制度の活用、家庭訪問（^{たちいりちようさ}立入調査）、費用徴収^{ひようちようしゅう}の対象となる不正受給^{ふせいじゅきゅう}の改善などがあります。

* 支給日 *

生活保護費の支給日は、原則、毎月3日です。

支給場所は、蕨市役所 生活支援課（蕨市福祉事務所）の窓口です。

午前9時30分から午後3時までの間にお越しください。

※初回支給以降は、口座払いによる支給について、担当ケースワーカーへご相談ください。

* 返還（追加支給） *

既に支給した生活保護費も、事後に、給料など収入の増加（減少）や世帯員の増加（減少）が申告などにより判明した場合、月を^{さかのほ}遡って生活保護費の調整を行います。

調整は、次回以降の生活保護費の増加（減少）や、納付書により返還金をお支払いいただくことで行います。

* 徴収 *

収入があるにもかかわらず申告をしなかったり、事実とは違う申告をして生活保護を受けた場合、不正受給として支給した生活保護費を徴収します。

不正の期間や手段によっては、加算金^{さんてい}を算定したり、告訴を検討し、^{ちょうえき}懲役又は^{ばっきん}罰金などの^{けいほう}刑法が適用される場合があります。

※不正に受給するつもり（^{いと}意図）がなかったとしても、長い期間（数か月）申告が遅れたり、申告漏れが多いと「^{ふじつ}不実の申告」とみなされる場合があります。



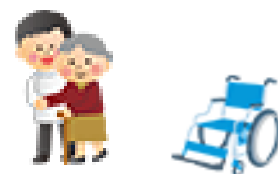
これまで、国民健康保険証や後期高齢者医療保険証により、1割から3割の自己負担により医療を受けていた方が多いと思いますが、生活保護開始後は、医療扶助により、原則、自己負担がなくなります。

医療を受けるには、原則、医療扶助の申請（資格登録）をしたうえで、病院・薬局のカードリーダーにマイナンバーカードを読み込ませて、オンライン資格確認を行います。

オンライン資格確認に対応していない病院・薬局や、対応できない方（被保護者）の場合、蕨市生活支援課で交付している「医療券」、「調剤券」を病院・薬局に渡すことで医療が受けられます。

※「医療券」、「調剤券」はA4片面の紙で、月ごと・医療機関ごとに提出が必要です。

※ 職場の社会保険に加入している場合、原則として、マイナポータルの医療扶助の資格情報に、社会保険の情報を登録（管理）してください。「医療券」、「調剤券」の場合、会社の健康保険証と一緒に提出してください。



65歳以上の方、40歳以上65歳未満の方で高齢を理由とする病気の方で、ヘルパーやデイサービス、福祉用具などの介護サービスが必要な場合、介護保険サービス（※）の利用について、担当ケースワーカーにご相談ください。

※：サービスの利用には、要介護（要支援・事業対象者）認定を受ける必要と、ケアマネジャーがケアプランを作成する必要があります。また、40歳以上65歳未満の方で、障害者総合支援法による給付が受けられる場合には、障害福祉サービスを優先して利用していただきます。



生活保護受給中は、地区ごとのケースワーカー（地区担当員）が、定期的にご家庭などを訪問し、生活や健康、収入の状況などをお聞きし、状況に応じた支援、助言、指導を行います。

✿ 学習支援教室

中学生と高校生を対象に、学習の基礎づくり、定期テスト対策、入試対策等の教室を開催しているほか、大学等を受験する際の受験料及び中学生、高校生等の受験に向けた模擬試験の受験料を支給します。

✿ 就労支援員

求職活動中の方を対象に、就労支援員が履歴書の書き方、面接試験対策、求人情報の提供など、就職に向けたお手伝いをしています。

✿ 民生委員・児童委員

身近な相談役として「民生委員・児童委員」が、地域の皆さんが安心して暮らせるように生活支援課と連携をとりながら、見守りや、相談・支援をしています。

✿ 蕨市生活自立相談支援センター

生活保護に該当しない場合でも、生活にお困りの場合、就職に向けた支援や家計管理の改善などの相談・支援が受けられます。

おわりに

このしおりは、生活保護制度をはじめて知る方に、なるべく分かりやすいよう、生活保護の申請のしかたや、制度の一部についてかんたんな説明をしたものです。

このしおりに書いていないことや、ご不明な点がある場合、面接した職員や、ケースワーカーにお気軽にご相談ください。



【発 行 日】令和6年（2024年）7月1日

【編集・発行】蕨市 健康福祉部 生活支援課
（ 蕨 市 福 祉 事 務 所 ）

【電 話 番 号】048（433）7713（生活支援課直通）
048（432）3200（市役所代表）